

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年8月17日（月）

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

1 調達内容

(1) 調達物品

録音録画装置

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(4) 納入場所

兵庫県警察本部指定場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650—8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 塩山

電話(078)341—7441 内線2216 F A X (078)341—5169

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年8月17日（月）から同月25日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9

時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月3日（木）午前10時 兵庫県警察本部総務部会計課

(4) 入札の参加申込及び入札書の提出期限

本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、その方法は以下による。

ア 申込みは、令和8年8月17日（月）午前9時から同月25日（火）午後4時まで（県の休日を除く。）に電子入札共同運営システムにより行うこと。

イ 電子入札は、令和8年9月1日（火）午後5時から同月3日（木）午前10時までにを行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認をうけること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年8月17日（月）から同月25日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年8月17日（月）から同月25日（火）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和8年8月25日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2216） F A X (078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 機器等構成一覧表及び仕様を満たしていることが確認できるカタログ等

(イ) 仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和8年9月1日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)により承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和8年9月2日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証

券を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年9月3日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年9月10日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

イ 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月10日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

キ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

録音録画装置の納入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品
録音録画装置
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (5) 納入場所
兵庫県警察本部指定場所

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であつて、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記窓口に申請し、入札参加資格の随時審査を受けること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線 4935））

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間

令和8年8月17日（月）から同月25日（火）の午前9時から午後8時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。また、令和8年8月25日（火）は午後4時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年9月1日（火）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア 関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された関係書類は、返却しない。

エ 申込期限日の翌日以降は、関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認をうけること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年8月17日（月）から同月25日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年8月17日（月）から同月25日（火）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和8年8月25日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県警察本部総務部会計課用度係（兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号）

電話番号(078)341-7441（内線2216） F A X (078)341-5169

ウ 提出書類

(ア) 機器等構成一覧表及び仕様を満たしていることが確認できるカタログ等

(イ) 仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果及び質問の回答

令和8年9月1日（火）午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)により承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県警察本部総務部会計課用度係

令和8年8月17日（月）から同月25日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 兵庫県警察本部総務部会計課
- (2) 日時 令和8年9月3日（木）午前10時

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年9月1日（火）午後5時から同月3日（木）午前10時までに入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

- (1) 電子入札共同運営システムにより入札する。
- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を、令和8年9月2日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年9月3日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年9月10日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

11 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規

則第 31 号) 第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 9 月 10 日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1) から (6) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1) の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18 調達事務担当部局

〒650—8510 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部総務部会計課（電話番号：(078)341—7441 内線 2216 F A X：078-341-5169）

提出書類の注意事項

1 参加申請・質問等の提出について（令和8年8月25日（火）午後4時締切）

参加申請については、電子入札共同運営システムにより期日までに提出してください。

仕様に関する質問がある場合には、「仕様等に関する質問書」により、期日までに兵庫県警察本部会計課担当まで提出してください。提出方法は、可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください。

（FAX及び持参による提出を妨げるものではありません。）

質問の結果の回答は、**令和8年9月1日（火）**午後5時頃を予定しています。

2 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書をファイルの形で添付してください。

入札内訳書の様式は自由です。必要に応じて添付している入札内訳書を使用してください。

3 入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

4 開札日時：**令和8年9月3日（木）午前10時**

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和8年9月1日（火）午後5時から令和8年9月3日（木）午前10時までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日午前9時から午後8時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」により入札書を提出してください。

なお、**再入札の期限は、令和8年9月3日（木）午後2時**を予定しておりますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

6 契約時について（落札業者のみ）

① 契約書 2通（兵庫県警察本部会計課で準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい（なお、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除する場合があります）。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県警察本部総務部会計課用度係（担当：塩山）
TEL：078-341-7441（内線 2216） FAX：078-341-5169
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の9時から17時

録音・録画装置（設置型）仕様書

1 適用範囲

本仕様は、兵庫県警察において使用する録音・録画装置（設置型）に必要なハードウェア及びソフトウェア（以下「機器等」という。）に適用する。

2 調達機器等の概要

録音・録画装置（設置型）は、警察署等の取調べ室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、映像音声を記録装置部にリアルタイムに送信する「撮影装置部」、当該警察署内の事務所において撮影装置部から送信された映像音声について、即時に映像にタイムコードを付した上で、映像音声をハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）に同時に録音・録画する「記録装置部」から構成される。このほか、記録装置部は、撮影装置部から送信されタイムコードを付した映像音声をモニター・スピーカーに表示・再生させる機能を有している。

請負業者は、録音・録画装置（設置型）を、兵庫県警察が以下に定める台数、兵庫県警察が指定する施設にそれぞれ納入し、同施設にて設置（映像音生の撮影及び記録に関する必要な調整を含む。以下同じ。）を行う。

3 調達する物品・台数等

(1) 調達する物品は、

録音・録画装置（設置型）（4－4型） 1式

録音・録画装置（設置型）（2－4型） 6式

とし、納入時において新品であることを要する。

なお、4－4型は撮影装置部を4式有し、記録装置部が4型であることを示し、2－4型は撮影装置部を2式有し、記録装置部が4型であることを示す。

- (2) 物品に関する一式の構成及び詳細な仕様は、別添1「仕様詳細」のとおりとする。
- (3) 納入・設置を行う施設及び各施設における記録装置部の設置を行う取調べ室と事務室までの配線距離等の目安となる事項については、別添2（一覧表）による。
- (4) 装置の設置に際しては、記録装置部と撮影装置部を接続する既設のケーブル類を再利用せずに撤去し、新たなケーブル類を敷設すること。
- (5) 既設装置の撤去に際し、撮影装置部等の代替機器等がない場合には、同施設担当者等と協議のうえ、天井穴を埋める等の作業を行うこと。
- (6) 装置の設置、撤去に伴う作業及び配線作業は請負業者がその負担により行うこと。

4 納入・設置の期限

令和9年3月31日（水）とする。

5 納入条件等

- (1) 本仕様書で調達する機器等の候補については、入札参加申込時に、兵庫県警察

に請負業者の様式（必須項目：製造会社、品名、型番、製造番号、機能表）で「機器等構成一覧表」を作成して提出し、兵庫県警察が確認しサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、兵庫県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。

- (2) 本仕様書で調達する機器等について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると兵庫県警察が判断した場合は、請負業者において調査及び必要な措置を講じること。
- (3) 入札参加申込時に、納品予定機器について兵庫県警察の審査を受け、要求基準を満たした機器等であることの承認を受けること。（過去に納入実績のある機種を除く。）
- (4) 調達物品の納入時期は兵庫県警察の指示に従うこと。
- (5) 納入する機器等は、全て新品であること。
- (6) 調達物品の納入に伴う運搬費は、請負業者が負担すること。
- (7) 上記期限までに兵庫県警察が指定する場所への設置を行い、当該設置場所において兵庫県警察が指定する職員により設置状況及び機能の確認を受けることをもって納入の完了とする。納入に当たっては、兵庫県警察が指定する職員に対し納品書を示しその署名押印を受けること。
- (8) 設置を開始するまでに兵庫県警察担当職員に対して調達物品を示し事前に機器の取扱い説明を行うとともに、機能の確認を受けること。
- (9) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る。）は、1式に一部提供するものとし、当該機器の設置時に取扱い説明を行うこと。
- (10) 納入設置時に設置場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等を発生させた場合には、請負業者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (11) 調達物品の納入で生じた梱包資材については、全て請負業者の責任において処分すること。
- (12) 納入・設置に当たっては、兵庫県警察担当者又は兵庫県警察が指定する職員との間で設置場所ごとの納入・設置の計画について綿密な調整を行うとともに、1ヶ月に1度以上、適時に納入・設置の経過を兵庫県警察担当者に報告すること。
- (13) 納入・設置の完了後速やかに、出荷報告書及び(7)の納品書を兵庫県警察に提出すること。

6 請負業者の条件

請負業者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等（設置工事を含む。）、撮影された映像音声を HDD、DVD、BD 等にリアルタイムに記録する装置について、相当期間（1年以上）の生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において調達物品の機能確認を行う設備を準備でき、兵庫県警察担当者の立会に応じられること。

- (3) 本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後 7 年以上にわたり速やかに行い得る体制（(4)の保守拠点、(6)の一本化窓口、有資格技術者（本装置の設置（ケーブルの再敷設を含む。）・調整に必要となる各種資格を保有する者をいう。）及び本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等に必要な物品（9(3)により提供すべき代替品を含む。）の確保等）を有すること。
- (4) 使用者からの依頼後速やかに対応可能な保守拠点を有し、本装置の詳細について理解した保守要員を配置（専任であることを要しない。）すること。
- (5) 応札者又は製造者において、本仕様書に基づく作業（保守作業を含む。）を行う場合は、ISO9001 等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理体制を有している組織又は部門が担当すること。
- (6) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (7) 応札に当たっては、カタログ等の物品の仕様を確認できる資料を提出すること。

7 提出資料及び提出期限

請負業者は、契約締結後、下記の書類を兵庫県警察担当者宛に速やかに提出し、承認を得ること。提出書類は原則として A4 版縦、横書き、日本語とする。なお、提出書類は、文書 1 部を提出すること（専門用語については必ず説明を付すこと。）。

(1) 入札参加申込時に提出するもの

機器等構成一覧表、カタログ等の物品の仕様を確認できる資料

(2) 契約後速やかに提出し、兵庫県警察の承認を得るもの

ア 納入・設置スケジュール表

イ 保守及びサービスの体制（6(3)の体制を具体的に記載したもの）

ウ 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料）

エ 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報

8 契約不適合責任

機器等運用後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、請負業者の責任において無償でその対応を行うこと。また、運用後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、適時に兵庫県警察担当者に連絡を取り合うなどその対応を行うこと（別添 1 に特段の記載がある場合にはそれによること。）。

9 保証

- (1) 本調達における機器等稼働保証については、請負業者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後 1 年間、兵庫県警察側の故意又は過失による場合を除いて、装置に故障等が発生した場合は、請負業者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。保証対象に係る修理については保守員による出張修理を原則とすること。
- (3) 納入装置等において、通常の使用状態の基で故障等が発生した場合には、一貫

したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。なお、修理に伴う部品の調達を行う場合には、代替品を提供すること。

- (4) 修理、交換等により HDD を警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、事前に担当者に連絡し、必要な指示を受けること。

10 遵守事項

(1) 守秘義務

ア 請負業者は、本契約に関連して知り得た兵庫県警察の業務上の機密を本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならないものとする。

イ 請負業者は、作業員その他の本契約により委託する業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保するものとする。

(2) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県警察に提出し、兵庫県警察の書面による承認を得た場合は、兵庫県警察が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、請負業者は発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(3) 業務の管理

ア 本契約に基づき兵庫県警察が請負業者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び兵庫県警察が請負業者に貸与する本業務に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、請負業者は、特に厳重な取扱いをおこなうものとし、その保管管理につき、兵庫県警察に対し一切の責を負うものとする。

イ 請負業者が兵庫県警察の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、兵庫県警察の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 請負業者は、業務情報及び業務資料を、本業務の実施その他兵庫県警察の指定した目的以外に使用してはならないものとする。

エ 請負業者は、業務情報について、本業務が終了したとき、本契約が終了したとき又は兵庫県警察から廃棄を求められたときは、兵庫県警察が認める方法により廃棄するものとする。

オ 請負業者は、業務資料を、兵庫県警察の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならないものとする。

カ 請負業者は、本業務が終了したとき、本契約が終了したときその他業務資料

について兵庫県警察から返還を求められたときは、直ちにこれを兵庫県警察に返還するものとする。

(4) 意図しない変更が加えられないための体制の整備

ア 請負業者は、納入機器等に対し兵庫県警察の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、兵庫県警察の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。

イ 請負業者は、納入機器等に対し兵庫県警察の意図しない変更が加えられる等の不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

(5) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

請負業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備するものとする。

(6) セキュリティ機能の装備

請負業者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供するものとする。

(7) 脆弱性対策の実施

請負業者は、積極的に脆弱性情報を把握し、これに対処するために所要の措置を執るものとする。

(8) 障害・事故等の発生時の対処

請負業者は、本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに兵庫県警察に報告するとともに、速やかに所要の措置を執るものとする。

(9) 情報セキュリティ監査

兵庫県警察は、納入機器等に意図しない変更が加えられていた等の不正が判明した場合、請負業者に対して情報セキュリティ監査を行うものとする。

11 疑義等

本仕様書の内容について疑義が生じたとき、また、受託作業について疑義が生じたときは速やかに兵庫県警察と協議し、その都度解決を図ること。結果については、請負業者が議事録を作成し、兵庫県警察の承認を得ること。

その他疑義が生じた場合には兵庫県警察担当職員の指示に従うこと。

仕 様 詳 細

1 録音・録画装置（設置型）1 式の構成

(1) 録音・録画装置（設置型）1 式の構成は以下のとおりである。

録音・録画装置 (設置型) (1 式)	撮影装置部 (2 式又は 4 式)
	記録装置部 (4 型) (1 式)

(2) 撮影装置部 1 式の構成は以下のとおりである。

撮影装置部 (1 式)	ドーム型カラーカメラ (1 台)
	シーリングマイク (1 台)
	作動表示ランプ (1 台)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部 1 式の構成は、以下のとおりである。

記録装置部 (4 型) (1 式)	タイムレコーダー (1 式) (※1・※2)
	ハードディスクレコーダー (1 台) (※3)
	ディスクメディアレコーダー (DVD-R/BD-R) (4 台) (※4)
	モニター・スピーカー (1 式)
	画像分割装置 (1 台) (※2)
	収納ワゴン (1 台)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(※1) 撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーをもって 1 式とする。ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合は、この限りではない。

(※2) 仕様書記載の機能をハードディスクレコーダーなど他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。

(※3) HDD には SSD (ソリッドステートドライブ) を含む。

(※4) 機器 1 台に 2 台または 4 台のディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあっては、記録装置部 1 式につき、1 台または 2 台とすることがで

きる。(仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。)

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- ① 撮影装置部は、ドーム型カラーカメラ、シーリングマイク、作動表示ランプ及びその他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成され、録音・録画装置（設置型）1式ごとに兵庫県警察が指定する式数（2式又は4式）までを各施設に設置する。
- ② 撮影装置部は、カメラ及びマイクでとらえた取調べ室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有する。
- ③ 取調べ室外の入口付近に設置された作動表示ランプにより、カメラ及びマイクの作動状況が確実に識別できる機能を有する。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) ドーム型カラーカメラ

- ① 撮影装置部1式につき1台を設置する。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。)
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

有効画素数	: 38 万画素程度以上（アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度 540TV 本程度以上のもの）
レンズ焦点距離	: 3.1mm ～ 6.0mm を包含する焦点距離を有すること
画角	: カメラから被写体までの距離を 2.1メートルとしたときに、DVD/BD に録画できる垂直幅（被写体の高さ）を 2メートル程度以上確保できること
逆光補正	: ワイドダイナミック方式
給電方法	: PoE 方式 又は 同軸重畳方式
ドーム部	: スモーク仕様（直径 110 mm以下（本体部を除く））
設置金具	: 天井埋込み型
その他	: RBSS 認定その他の公的な性能認定を受けていること
- ③ 撮影した映像をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニッ

トを設置すること。

- ④ ケーブルを通じて、記録装置部から給電するよう設置すること。ただし、設置すべきケーブルが長距離（概ね 100 メートル以上）となる場合において、ケーブルの途中にハブ等の中継機器を設置する必要があるときは、担当者と協議の上、当該中継点等においても電源供給を行う構成とすることを可とする。
- ⑤ 記録装置部に送信する映像は、VGA（640×480）フレームレート 30fps の水準又はそれ以上の水準を維持すること。
- ⑥ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影できるよう設置場所を調整すること。
- ⑦ モニター上での簡易な操作により、ズーム・フォーカス・輝度設定が可能であること。

(2) シーリングマイク

- ① 撮影装置部 1 式につき 1 台を設置する。（コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。）
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

型式	: エレクトレット（バックエレクトレット）コンデンサー型
指向特性	: 単一指向性又は全方向性
周波数特性	: 300Hz～5kHz を包含する周波数特性を有すること
感度	: $-35\text{ dB} \pm 5$ （ $0\text{ dB} = 1\text{ V/Pa}$ 、 1 kHz ）（より高感度のマイクとすることを可とする）
給電方法	: プラグインパワー方式
カバーパネル	: パンチングネット（スピーカーパネル） (金属製、白色又は灰色、直径 180 mm 以下)
- ③ とらえた音声を、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを設置すること。
- ④ ケーブルを通じて、記録装置部（ドーム型カラーカメラを経由することを可とする。）から給電するよう設置すること。
- ⑤ 天井面にはカバーパネルのみを露出し、マイクユニットは天井内に設置すること。
- ⑥ マイクの指向方向又はマイクの設置位置を調整し、担当者が指定する位置に向けて指向させること。

(3) 作動表示ランプ

- ① 撮影装置部 1 式につき 1 台を設置する。
- ② 取調べ室外の入口付近の担当者が指定する場所に設置し、取調べ室のカメラ及びマイクの録音・録画の ON/OFF（記録装置部における録音・録画の開始・停止）の状態がランプ点灯により確実に識別できること。

2-3 撮影装置部に関するその他の事項

- ① 撮影装置部を構成する各機器間の接続は請負業者が行うこと。
- ② 撮影装置部が映像音声を送信するケーブルの敷設は請負業者が行うこと。
- ③ ケーブルは天井内を配線することを原則とするが、施設の構造等の理由によりこれ（天井内配線）によりがたい場合には、担当者と協議の上、床下配線、モール配線等の代替の方法による敷設を行うこと。ただし、この場合においても、取調べ室外の配線のみをモール配線とするなど、取調べ室内においてケーブル、モール等の露出がないよう配慮すること。
- ④ 記録装置部に送信される映像音声の品質は、カメラ及びマイクが記録する映像音声の品質から著しく劣化することのないよう設置・配線に配慮すること。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- ① 記録装置部は、タイムレコーダー、ハードディスクレコーダー、ディスクメディアレコーダー（DVD-R/BD-R）、モニター・スピーカー、収納ワゴン、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。

設置される機器は、1つの機器が複数の機能を備えたものを設置し、または同一の機能を有する機器を複数設置することも可とするが、その場合にあっても以下の性能及び機能を全て満たすものとしなければならない。

- ② 撮影装置部を合計最大 4 式まで設置することにより同時に 4 台のカメラ・マイクの映像音声を録音・録画（ハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）への同時記録）することが可能な記録装置部（4 型）を各施設に設置する。
- ③ 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声をタイムレコーダーがリアルタイムに受信し、タイムレコーダーにおいて当該映像に時刻表示を付した上で、ハードディスクレコーダー及びディスクメディアレコーダー（DVD-R/BD-R）にリアルタイムに送信する。（この際、時刻表示が付されていない映像を

録音・録画する機器を備えてはならない。)

タイムレコーダーから送信された映像音声(時刻表示が付されたもの)は、リアルタイムかつダイレクトにハードディスク及びディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画される。

- ④ 記録装置部は、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により、1つの取調べ室から送信された映像音声について、複数のハードディスク及び複数(記録装置部(4型)は最大4枚まで)のディスクメディア(DVD-R/BD-R)への録音・録画を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに行う機能を有していなければならない。
- ⑤ 記録装置部は、最大4室(2室)までの異なる取調べ室に設置したカメラ・マイクの映像音声を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに複数のハードディスク及び1以上のディスクメディア(DVD-R/BD-R)に同時に録音・録画する機能(1枚のディスクメディア(DVD-R/BD-R)への録音・録画は、1の取調べ室の映像音声に限るものとする。)を有していなければならない。
- ⑥ 記録装置部のモニター・スピーカーでは、リアルタイムに撮影装置部から送信された映像音声をそれぞれ表示・再生することができ、画像分割機能により、最大4映像について、選択による単画面又は4分割の表示ができるものでなければならない。

なお、分割画面では、録音・録画は停止できないものとする。

- ⑦ 録画準備完了状態のまま、録画開始しない場合に、アラーム鳴動等の不実施を防止する機能を有する。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) タイムレコーダー(映像改竄防止装置)

- ① 記録装置部1式につきタイムレコーダー1式を設置する。
- ② タイムレコーダー1式は、撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーから構成される。ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合には、必要台数をもって1式とすることができる。
- ③ 入力された映像の画面上に時刻表示(年、月、日、時、分、秒)を付して(スーパーインポーズして)、時刻表示を付した映像の出力ができること。
- ④ 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いることにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする

こと。

- ⑤ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字（緑の色は黒又はグレー）とすること。時刻表示の位置については、画面を縦4段・横5列の20マスに分割したときに上から3段目・左から2～4列目のいずれかのマスに当たる3つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに担当者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。時刻表示のサイズについては兵庫県警察が別途指定するものとする。（時刻表示については別紙1参照）

(2) ハードディスクレコーダー

- ① 記録装置部1式につき1台を設置する。（仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。）
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
- | | |
|-----------|---|
| 映像記録圧縮方法 | : H.264、Motion-JPEG、MPEG2 又は MPEG4 のいずれか |
| 映像記録解像度 | : VGA (640×480) フレームレート 30fps |
| HDD 台数 | : 2 台以上（ただし記録装置部を構成する他の機器に500GB以上の容量のHDDを有する機器を設置する場合は1台以上） |
| 内蔵 HDD 容量 | : 500GB 以上 |
| 保存可能期間 | : 映像記録解像度を保ったうえで、400 時間以上の映像をHDD内に保存できること |
| 映像入力 | : 4 回路（チャンネル）以上 |
| 音声入力 | : 4 回路（チャンネル）以上 |
- ③ 4（記録装置部4型）までの記録装置部からの映像音声を同時に2台以上のHDDに記録することができること（2台のHDDへの記録はRAID1（ミラーリング）によることを可とする。）。ただし、記録装置部を構成する他の機器において500GB以上の容量のハードディスクを設置し、同時に映像音声を当該HDDに記録することができる構成とする場合にあっては、ハードディスクレコーダー上の1台以上のHDD及び当該他の機器に設置された1台以上のHDDの合計2台以上への同時記録を行うことでこれに代えることができる。
- ④ ③のHDDへの記録は、(3)④のディスクメディアレコーダーへの記録と同時に行うことができること。
- ⑤ 1以上のHDDは、(3)のディスクメディアレコーダーとは別個の機器として構

成され、ディスクメディアレコーダーが電源供給トラブルやディスクメディアの容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にも1以上のHDDへの映像音声の録音録画を行うことができること。

- ⑥ 映像音声の記録中においても、HDDに記録されている映像音声の中から選択した映像音声を再生することが可能であること。
- ⑦ ハードディスクレコーダーが外部に露出したUSBポートを備えている場合には、当該USBポートの機能をパスワードやBIOS設定によりロックすることができる。ただし、すべてのUSBポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。

(3) ディスクメディアレコーダー (DVD-R/BD-R)

- ① 設置台数は、記録装置部1式につき4台を設置する。

ただし、機器1台に2つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあっては、記録装置部1式につき記録装置部(4型)は2台とすることもできる。

機器1台に4つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあっては、記録装置部1式につき記録装置部(4型)は1台とすることができる。

(仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。)

- ② 各機器(各ディスクドライブ)が満たすべき性能は次のとおりである。

録画可能ディスク : BD-R、BD-RE、DVD-R、DVD-RW のいずれにも対応していること

映像圧縮方式 : MPEG-2、MPEG-4、H.264 又は Motion-JPEG のいずれか

音声圧縮方式 : ドルビーデジタル、リニア PCM 又は MPEG-1 Layer2 のいずれか

録画方式 : BD、BD-AV 又は BD-MV のいずれか
DVD、DVD-VIDEO 又は DVD-VR のいずれか

ただし BD と DVD のいずれにも対応していること

録画時間 : 標準モード

DVD 画質で DVD-R (4.7GB) に 2 時間、BD-R (25GB) に 10 時間以上の録音・録画が可能であること

長時間モード

DVD 画質で DVD-R (4.7GB) に 4 時間以上の録音・録画が

可能であること

- ③ 複数の取調べ室（記録装置部（4型）は最大4室）に撮影装置部を設置した場合に、それぞれのディスクメディアドライブが録音録画を行う映像音声を、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により選択することができること（各撮影装置部と各ディスクメディアドライブとの対応が固定されておらず、任意に対応を設定できること。）。
- ④ 4（記録装置部4型）までの記録装置部からの映像音声を同時に、別々のディスクメディアに記録する（1の映像音声ごとに1のディスクメディアに記録する）ことができること。
- ⑤ ④のディスクメディアへの記録は、(2)③のHDDへの記録と同時に行うことができること。
- ⑥ 1の取調べ室からの映像音声を、複数（記録装置部（4型）は最大4台まで）のディスクメディアドライブで同時に録音・録画を行うことができる機能を有していること。
- ⑦ (2)のハードディスクレコーダーの1以上のHDDとは別個の機器として構成され、当該HDDが電源供給トラブルや容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にもディスクメディアへの映像音声の録音録画を行うことができること。
- ⑧ BD（BD-AV及びBD-MVのいずれにも対応していること）及びDVD（DVD-VIDEO、DVD-VR及びAVCRECのいずれにも対応していること）のいずれのディスクについても再生が可能であること。ただし(2)のハードディスクレコーダーにディスクメディアドライブを備え、当該ドライブにおいて上記の形式のBD及びDVDの再生を行うことができる場合にはこれに代えることができる。
- ⑨ (2)のハードディスクレコーダーに内蔵されたHDDに記録された1つの映像音声を、当該ハードディスクレコーダーが最大4の映像音声（記録装置部（4型））を記録するのと同時に、高速ダビングできること。ただし、ディスクメディアレコーダーに内蔵されたHDDにおいても撮影装置部から送信された映像音声を同時記録することができるシステム構成とし、当該HDDに記録された映像音声をディスクメディアに高速ダビングできる機能を有する場合にはこれに代えることができる。
- ⑩ 記録されたBD/DVDディスクからBD/DVDディスクに高速ダビングが可能であること。

(4) モニター・スピーカー及び画像分割装置

- ① 設置台数は記録装置部 1 式につきモニター・スピーカー 1 式及び画像分割装置 1 台とする。
- ② モニター・スピーカー 1 式は、モニター 1 台及びスピーカー 1 式から構成される。ただし、スピーカー 1 式を内蔵したモニター 1 台とすることを可とする。
- ③ 画像分割装置については、仕様書記載の機能を(2)のハードディスクレコーダーなど他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。
- ④ 仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。
- ⑤ 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。
 - ・ 液晶モニタ機能
 - 液晶パネル : アクティブマトリックス TFT、LED バックライト
 - 画面サイズ : 17 インチ以上
 - 視野角 : 水平 150° 以上
 - サイズ : 収納ワゴンの幅を超過しないこと
 - ・ スピーカー機能 0.5w × 0.5w 以上
 - ・ 画像分割表示機能 単画面表示、4 分割表示
- ⑥ 画像分割装置は、複数（最大 4）取調べ室のカメラ・マイクの映像音声を入力し、それぞれの映像について、接続したモニター・スピーカーに対して、単画面表示、4 分割画面表示を選択して表示させることが可能であり、いずれかの音声を選択して再生可能であること。
- ⑦ モニター・スピーカーは、設置された(2)のハードディスクレコーダー及び(3)のディスクメディアレコーダー（DVD-R/BD-R）のそれぞれと接続されており、これらにおいて録音録画している映像音声をそれぞれ選択してリアルタイムに表示することができること。また、これらが再生する映像音声をそれぞれ選択して表示することができること。
- ⑧ モニターがタッチパネル式の場合、4 分割画面表示の状態では、録音録画の開始・停止の操作が行えないこと。
- ⑨ (2)のハードディスクレコーダー及び(3)のディスクメディアレコーダー（DVD-R/BD-R）の機能設定画面をそれぞれ選択して表示できること。
- ⑩ 録画中であることを明確に識別できるようにし、録画中である場合には、朱色又は朱色の白抜きで、常に「録画中」とモニター上に表示されていること。
- ⑪ 「録画中」「録画準備完了」「録画完了」など、接続されているカメラのステータス

タスが常にモニターに表示され、カメラの状態識別が可能であること。

(5) 収納ワゴン（セキュリティワイヤを含む。）

- ① 収納ワゴンは、記録装置部1式につき1台とする。
- ② セキュリティワイヤ（南京錠等の必要な施錠器具を含む）は、収納ワゴン1台につき1本以上とする。
- ③ 収納ワゴンの材質はスチール製（他の素材を用いる場合には、当該収納ワゴンがスチール製のものと同程度の堅牢性・耐久性を備えたものであることを示す書類を事前に兵庫県警察に提出し、了承を得ること）とし、施錠設備のある扉付きのもので、耐震等に配慮されたものとする。収納ワゴンの塗色は黒又はグレーとすること（他の塗色とする場合には事前に兵庫県警察の了承を得ること）。また、扉の全部又は1部を透明のパネルとする等により、閉めた状態で収納された機器の作動状況を確認できるとともに、パンチング等の形状により放熱効率を考慮したものとする。
- ④ 収納ワゴンのサイズは、ワゴンの幅は60 cm以下、奥行きは50 cm以下、高さは100～120 cm程度とすること。
- ⑤ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器（タイムレコーダーについては4台）を収納可能であり、モニター・スピーカーをワゴンの天板の上に設置できること。ただし、同時に4映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、4台までのカメラの映像へのタイムレコードの付与を当該1台のタイムレコーダーにより行う場合には1台を収納可能であれば足りる。
- ⑥ 機器の放熱効率及び耐震性（転倒・落下防止）に配慮した機器設置を行うこと。
- ⑦ モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器について、マウント金具等を用いてワゴンとの固定設置を行うこと。固定設置を行うねじは、トルクス（ヘクスローブ）ねじ（いじりどめ付き）を用いること。
- ⑧ セキュリティワイヤについては、3 m以上のものとし、記録装置部の全ての機器のうちハードディスクレコーダー、ディスクメディアレコーダー、映像音声配信機及びこれらの機能を有する機器と収納ワゴン近傍の事務用具（机、書籍棚等）とをつなぐように取り付け可能なものとする。こと。（セキュリティワイヤの取り付けイメージについては別紙2を参照のこと）

4 録音・録画装置（設置型）に関するその他の事項

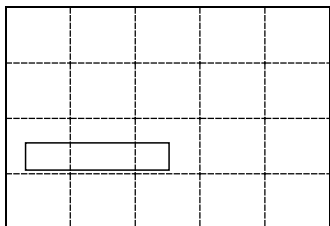
- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は請負業者の負担とする。

- (2) 撮影装置部の事後的な増設（記録装置部が4型は最大4式）に必要となる技術情報（撮影装置部が備えるべき性能等の要件、記録装置部に送信される信号・データの方式・接続方式等）を書面で兵庫県警察に提出すること。提出書類は原則としてA4版縦、横書き、日本語とする。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 機器の操作は、モニター画面によるタッチパネル、モニター画面によるマウス操作、タブレット画面による操作、記録装置部全面による操作であることを問わないが、時刻合わせ、録画モード変更等を含めた全てを同一画面等による単一的な操作により行えるものとし、別のリモコン等による操作と併せて行う等の複雑な操作にならないこと。
- (5) 録画の開始にあたっては、1つのボタンを押下することにより、複数のハードディスク及び1以上のディスクメディアに同時に録音・録画を開始すること。
- (6) 機器の電源がOFFの状態から、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。
- (7) 録音・録画の開始（録音録画を行う取調べ室の選択を含む。）及び終了、ダビング等を使用者が容易に実施することができるような構成に配慮すること。
- (8) 録画終了後、ディスクメディアが自動でファイナライズされること。
- (9) 機器の電源入から録画開始準備が完了するまでの間に、各機器（HDD、BDドライブ、タイムレコーダー、カメラ、マイク）の状態及び接続状態を自動でチェックし、異常があった場合は問題箇所をモニターに表示し、問題が内在した状態で以降の操作（録音・録画）を行えないようにする機能を有していること。
- (10) 録画中に各機器に異常が発生した場合、異常の内容をモニターに表示させる等により、実施者が当該異常の状況を簡単に把握できる機能を有していること。
- (11) 記録装置部を構成する各機器間の接続は請負業者が行うこと。

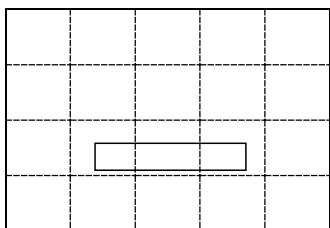
時刻表示のイメージ

表示位置について

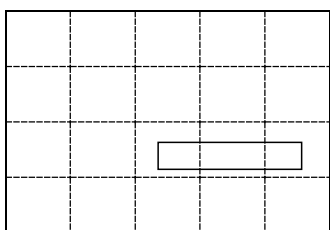
- ① 上から 3 段目・左から 2 列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から 3 段目・左から 3 列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ③ 上から 3 段目・左から 4 列目のマスを中心とした表示を行う場合

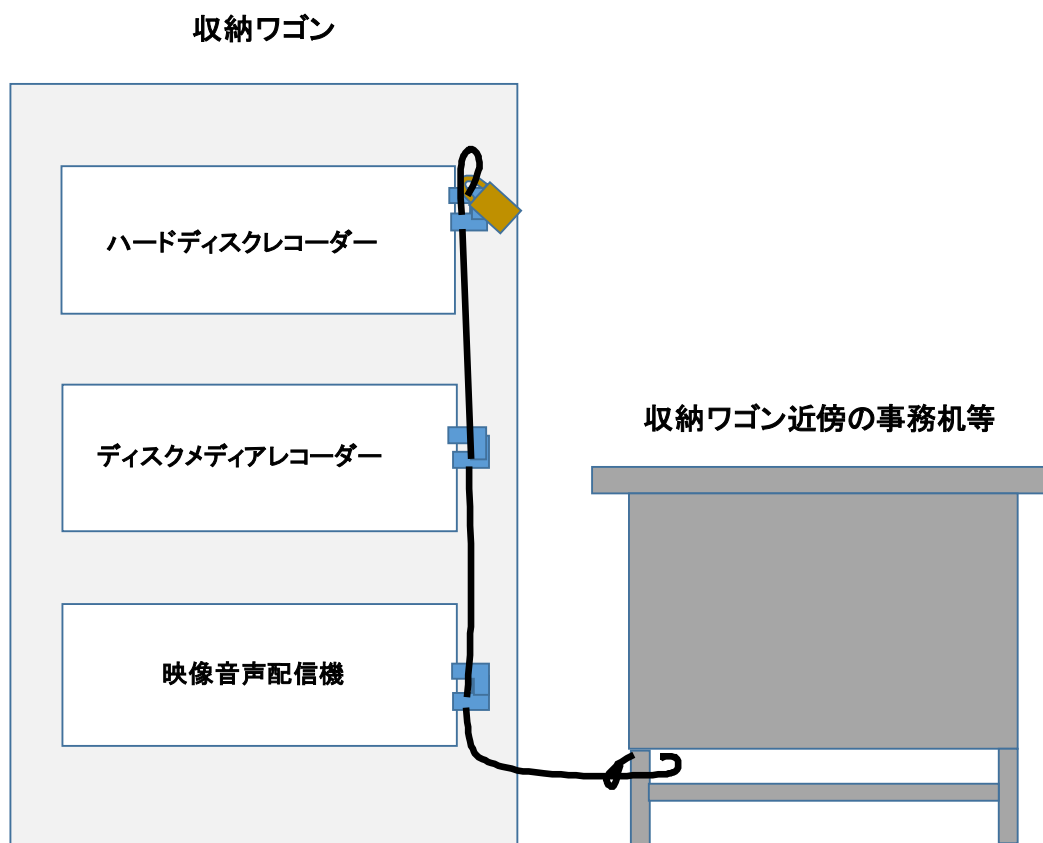


時刻表示のイメージ

(令和 7 年 1 月 20 日 午前 9 時 30 分 27 秒の時点の表示)

2025/1/20 9:30.27

セキュリティワイヤ取り付けのイメージ



装置更新に伴う調査依頼内容(録音・録画装置設置場所)

	警察署名	住所	警察署の構造	カメラ設置階数	装置の型式	撮影装置部から記録装置部までの概ねの配線距離	配線を引く際のコンクリート(防火扉は除く)の貫通の有無	設置する部屋の広さ		備考
1	篠山警察署 ※本体は篠山警察署に設置	兵庫県丹波篠山市郡家403番地18 (篠山警察署)	鉄筋コンクリート造	2階	4ー4	・取調室2 約600cm	有	・取調室2	奥行き 373cm 幅 183cm 高さ 330cm	刑事生活安全課 ・取調室2 (既設置済)
		兵庫県丹波篠山市郡家403番地18 (篠山留置施設) ※警察署に隣接する別の建物となる	鉄筋コンクリート造	3階		・取調室8 約7850cm ・取調室17 約6730cm ・取調室20 約7550cm	有	・取調室8 ・取調室17 ・取調室20	奥行き 300cm 幅 270cm 高さ 260cm 奥行き 300cm 幅 252cm 高さ 260cm 奥行き 300cm 幅 265cm 高さ 260cm	篠山留置施設 ・取調室8 (新規選定先) ・取調室17 (既設置済) ・取調室20 (新規選定先)
2	加西警察署	加西市北条町東高室873番7	鉄筋コンクリート造	3階	2ー4	・1号取調べ室 約1580cm ・5号取調べ室 約690cm	有	・1号取調べ室 ・5号取調べ室	奥行き 205cm 幅 275cm 高さ 270cm 奥行き 200cm 幅 350cm 高さ 270cm	刑事課調室 ・1号取調べ室 (既設置済) ・5号取調べ室 (新規選定先)
3	西脇警察署	兵庫県西脇市郷瀬町666番地の6	鉄筋コンクリート造	2階	2ー4	・1号室 約1200cm ・3号室 約1400cm	無	・1号調べ室 ・3号調べ室	奥行き 270cm 幅 210cm 高さ 270cm 奥行き 270cm 幅 210cm 高さ 270cm	録音録画装置本体3階刑事課室 ・1号調べ室 (既設置済) ・3号調べ室 (新規選定先)
4	網干警察署	兵庫県姫路市網干区新在家1336番地6	鉄筋コンクリート造	2階	2ー4	・刑事課2号室 約2370cm ・刑事課3号室 約2380cm	有	・刑事課2号室 ・刑事課3号室	奥行き 270cm 幅 240cm 高さ 260cm 奥行き 350cm 幅 200cm 高さ 260cm	刑事課 ・刑事課2号室 (既設置済) ・刑事課3号室 (新規選定先)
5	福崎警察署	兵庫県神崎郡福崎町福崎新376番地の3	鉄筋コンクリート造	2階	2ー4	・調室1 約750cm ・生活安全係調室 約1500cm	有	・調室1 ・生活安全係調室	奥行き 240cm 幅 180cm 高さ 260cm 奥行き 380cm 幅 180cm 高さ 260cm	刑事生活安全課 ・調室1 (既設置済) ・生活安全係調室 (新規選定先)
6	相生警察署	兵庫県相生市陸本町11番26号	鉄筋コンクリート造	2階	2ー4	・1号調室 約2010cm ・5号調室 約1870cm	無	・1号調室 ・5号調室	奥行き 230cm 幅 180cm 高さ 260cm 奥行き 290cm 幅 190cm 高さ 260cm	刑事生活安全課 刑事課室 ・1号調室 (既設置済) ・5号調室 (新規選定先)
7	豊岡警察署	兵庫県豊岡市昭和町7番5号	鉄筋コンクリート造	2階	2ー4	・取調1号室 約760cm ・取調3号室 約600cm	有	・取調1号室 ・取調3号室	奥行き 248cm 幅 190cm 高さ 260cm 奥行き 233cm 幅 181cm 高さ 260cm	刑事課調室 ・取調1号室 (既設置済) ・取調3号室 (新規選定先)

録音・録画装置（小型可搬型）仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、兵庫県警察において使用する録音・録画装置（小型可搬型）に必要なハードウェア及びソフトウェア（付帯品を含む。以下「機器等」という。）に適用する。

2 調達機器等の概要

録音・録画装置（小型可搬型）は、警察署等の取調べ室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、即時に映像にタイムコードを付した上で、映像音声をハードディスク及びディスクメディア（DVD-R／BD-R）に同時に録音・録画する。

請負業者は、録音・録画装置（小型可搬型）を、兵庫県警が以下に定める台数、指定する施設にそれぞれ納入する。

3 調達機器等

録音・録画装置（小型可搬型） 5 式

4 仕様の詳細

別添「仕様詳細」のとおり

5 納入場所

兵庫県警察本部刑事部刑事企画課

6 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

7 納入条件等

- (1) 本仕様書で調達する機器等の候補については、入札参加申込時に、兵庫県警察に請負業者の様式（必須項目：製造会社、品名、型番、製造番号、機能表）で「機器等構成一覧表」を作成して提出し、兵庫県警察が確認しサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、兵庫県警察と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 本仕様書で調達する機器等について、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると兵庫県警察が判断した場合は、請負業者において調査及び必要な措置を講じること。

- (3) 入札参加申込時に、納品予定機器について兵庫県警察の審査を受け、要求基準を満たした機器等であることの承認を受けること。(過去に納入実績のある機種を除く。)
- (4) 機器等の搬入時期は兵庫県警察の指示に従うこと。
- (5) 納入する機器等は、全て新品であること。
- (6) 機器等の納入に伴う運搬費は、請負業者が負担すること。また、納入に際し発生する梱包具材等の廃棄物は、すべて請負業者の負担で処理すること。
- (7) 機器の搬入後、兵庫県警察担当職員（以下「担当者」という。）により機能の確認を受けることをもって納入の完了とする。納入に当たっては、担当者に対し納品書を示し、その署名押印を受けること。
- (8) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る。）は、1式に1部提供するものとし、当該機器等の納入時に取扱い説明を行うこと。
- (9) 納入時に納入場所の建物施設及び機械機器類に破損、滅失等を発生させた場合には、請負業者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。
- (10) 納入の完了後速やかに、出荷報告書及び(7)の納品書を兵庫県警察に提出すること。

8 請負業者の条件

請負業者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等、撮影された映像音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において調達機器等の機能確認を行う設備を準備でき、担当者の立会に応じられること。
- (3) 調達機器等に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制を有すること。
- (4) 請負業者又は機器等の製造者において、本仕様書に基づく作業を行う場合は、ISO9001等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理体制を有している組織又は部門が担当すること。
- (5) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (6) 応札に当たっては、カタログ等の物品の仕様を確認できる資料を提出すること。

9 提出資料及び提出期限

請負業者は契約締結後、下記の書類を兵庫県警察本部担当者宛に速やかに提出し

承認を得ること。

提出書類は原則として A4 版縦、横書き、日本語とする。なお、提出書類は、文書 1 部を提出すること。(専門用語については必ず説明を付すこと。)

(1) 入札参加申込時に提出するもの

機器等構成一覧表、カタログ等の物品の仕様を確認できる書類

(2) 契約後速やかに提出し、兵庫県警察の承認を得るもの

ア 納入スケジュール表

イ 保守及びサービスの体制 (8(3)の体制を具体的に記載したもの)

ウ 機密保持体制等 (本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料。)

エ 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報

10 契約不適合責任

機器等運用後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、請負業者の責任において無償でその対応を行うこと。また、運用後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、適時に兵庫県警察担当者に連絡を取り合うなどその対応を行うこと。

(別添に特段の記載がある場合にはそれによること。)

11 保証

- (1) 本調達における機器等の稼働保証については、請負業者が最終責任を負うこと。
- (2) 納入後 1 年間、兵庫県警察側の故意又は過失による場合を除いて、機器等に故障等が発生した場合は、請負業者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。
- (3) 納入機器等において、通常の使用状態の基で故障等が発生した場合には、一貫したサービス体制の下で迅速な対応を行うこと。なお、修理に伴う部品の調達を行う場合には、代替品を提供すること。
- (4) 修理、交換等により HDD を警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、事前に担当者に連絡し、必要な指示を受けること。

12 遵守事項

(1) 守秘義務

ア 請負業者は、本契約に関連して知り得た兵庫県警察の業務上の機密を本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならないものとする。

イ 請負業者は、作業員その他の本契約により委託する業務に関わる者から個別に誓約書を徴収し、機密保持の実効性を担保するものとする。

(2) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県警察に提出し、兵庫県警察の書面による承認を得た場合は、兵庫県警察が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、請負業者は発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(3) 業務の管理

ア 本契約に基づき兵庫県警察が請負業者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び兵庫県警察が請負業者に貸与する本業務に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、請負業者は、特に厳重な取扱いをおこなうものとし、その保管管理につき、兵庫県警察に対し一切の責を負うものとする。

イ 請負業者が兵庫県警察の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、兵庫県警察の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ 請負業者は、業務情報及び業務資料を、本業務の実施その他兵庫県警察の指定した目的以外に使用してはならないものとする。

エ 請負業者は、業務情報について、本業務が終了したとき、本契約が終了したとき又は兵庫県警察から廃棄を求められたときは、兵庫県警察が認める方法により廃棄するものとする。

オ 請負業者は、業務資料を、兵庫県警察の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならないものとする。

カ 請負業者は、本業務が終了したとき、本契約が終了したときその他業務資料について兵庫県警察から返還を求められたときは、直ちにこれを兵庫県警察に返還するものとする。

(4) 意図しない変更が加えられないための体制の整備

ア 請負業者は、納入機器等に対し兵庫県警察の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、兵庫県警察の求めに応じて具体的な品質

保証体制を証明する書類を提出することとする。

イ 請負業者は、納入機器等に対し兵庫県警察の意図しない変更が加えられる等の不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

(5) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

請負業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備するものとする。

(6) セキュリティ機能の装備

請負業者は、情報システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能、情報システムに対する不正アクセス、不正プログラム感染等への対策機能を提供するものとする。

(7) 脆弱性対策の実施

請負業者は、積極的に脆弱性情報を把握し、これに対処するために所要の措置を執るものとする。

(8) 障害・事故等の発生時の対処

請負業者は、本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに兵庫県警察に報告するとともに、速やかに所要の措置を執るものとする。

(9) 情報セキュリティ監査

兵庫県警察は、納入機器等に意図しない変更が加えられていた等の不正が判明した場合、請負業者に対して情報セキュリティ監査を行うものとする。

13 疑義等

本仕様書の内容について疑義が生じたとき、また、受託作業について疑義が生じたときは速やかに兵庫県警察と協議し、その都度解決を図ること。結果については、請負業者が議事録を作成し、兵庫県警察の承認を得ること。

その他疑義が生じた場合には兵庫県警察担当職員の指示に従うこと。

仕 様 詳 細

1 録音・録画装置（小型可搬型）1 式の構成

- (1) 録音・録画装置（小型可搬型）1 式の構成は以下のとおりである。

録音・録画装置 (小型可搬型) (1 式)	撮影装置部 (1 式)
	記録装置部 (1 式)
	搬送用ケース (1 台)

- (2) 撮影装置部 1 式の構成は以下のとおりである。

撮影装置部 (1 式)	ドーム型カラーカメラ (含むカメラボックス) (1 台) ※
	小型カメラ (含む小型カメラケース、取付け部品) (1 台) ※
	マイク (1 台)
	各機器を接続するケーブル (1 式)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

※撮影装置部にあっては、ドーム型カラーカメラ、小型カメラのいずれかに対応していれば可とする。

- (3) 記録装置部 1 式の構成は以下のとおりである。

記録装置部 (1 式)	HDD/ディスクメディアレコーダー (3 台) ※1・※3
	タイムレコーダー (1 台) ※2
	モニター (1 台)
	収納ケース (1 式)
	各機器を接続するケーブル (1 式)
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

※1：BD/DVDドライブ部を3台、HDD部を2台以上有する一体型であれば、1台でも可とする。

※2：本仕様書に示す基準及び性能を満たした映像改竄防止機能を有していれば、一体型構成を可とする。

※3：HDDにはSSD（ソリッドステートドライブ）を含む。

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の構成及び機能

- (1) 撮影装置部は、小型カメラ及びマイクから構成される。
- (2) 撮影装置部は、小型カメラ及びマイクで取調べ室内の映像音声を撮影し、ケーブルを

通じて、リアルタイムに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有する。

2-2 撮影装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) ドーム型カラーカメラ

- ① 撮影装置部 1 式につき 1 台とする。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば記録装置部に設置すること。)
- ② ドーム型カラーカメラが満たすべき性能は次のとおりである。
 - 有効画素数 : 38 万画素程度以上 (アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度 540TV 本程度以上のもの)
 - レンズ焦点距離 : 3.1mm ~ 6.0mm を包含する焦点距離を有すること
 - 画角 : カメラから被写体までの距離を 2.1 メートルとしたときに、DVD/BD に録画できる垂直幅 (被写体の高さ) を 2 メートル程度以上確保できること
 - 逆光補正 : ワイドダイナミック方式
 - ドーム部 : ドームカバーの付属は要しない
- ③ 撮影した映像をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに撮影した映像を記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを記録装置部に設置すること。
- ④ 記録装置部前面に設けたジャックに接続し、ケーブルを通じて映像の送信を行うこと。
また、記録装置部から給電をすること。
- ⑤ 記録装置部に送信する映像は、VGA (640×480) フレームレート 30fps の水準又はそれ以上の水準を維持すること。映像のアスペクト比は 4:3 又は 16:9 とすること。
- ⑥ パンチルト・ズームの調整が可能であること。
- ⑦ (2) のカメラボックス内に固定設置し、ケーブル長 (カメラボックスから記録装置部までのケーブル長) は 5 メートル以上とすること。

(2) カメラボックス

- ① 撮影装置部 1 式につき 1 台とし、(1) のカメラ及び(4) のマイク 1 を内部に設置する。
- ② カメラボックスが満たすべき性能は次のとおりとする。
 - 材質 : スチール製又は軽量化に配慮した材質 (アルミ、ポリカーボネートなど)
 - 外形寸法 : 幅 130 mm×高さ 170 mm×奥行き 110 mm 以下
 - 色 : 黒色
- ③ カメラボックスの前面は黒色スモーク処理を施したアクリル板 (マイク設置部には必要な集音口を設けること。) 又はスピーカーグリルネット (撮影画像の品質、外部からの機器の非可視性、耐久性のいずれにも配慮したものとする。) でカバーすること。カメラボックスの前面カバーはネジ等で固定せず手動で開閉可能なものとする

こと。

- ④ ケーブル口は、背面に設けるとともに、卓上での自立や壁掛け設置の妨げとならないように形状・配置に配慮すること。
 - ⑤ カメラボックスの底面には三脚に固定するための金具を取り付けること。三脚連結部の形状は、ISO 準拠のいわゆる「細ネジ（小ネジ）」サイズとし、市販の三脚等の雲台に取り付け可能なものとする。ただし、当該金具はカメラボックスの自立を妨げないものとする。
 - ⑥ カメラボックスの背面には、壁面着脱用金具を取り付けること。
なお、壁面への着脱のためにあらかじめ取調べ壁側に取り付けるべき金具等がある場合にはその形状について県警担当者の事前了解を得るとともに、当該金具を２個付属させること。
 - ⑦ 運搬の際に、カメラボックスが破損しないようにカメラボックスの強度には十分配慮すること。また、運搬時の振動・衝撃等によりカメラボックス内のカメラが故障（ケーブルの離脱を含む。）しないよう工夫すること。
- (3) 小型カメラ（含む小型カメラケース、取付け部品）

- ① 撮影装置部１式につき１台とする。

小型カメラは小型カメラケース内に設置されたものとし、カメラの設置に関しては、壁面設置及び三脚による地上設置の双方を可能とするため、壁面へのマグネット製の取付け部品及び壁面貼付用鉄板を付属させること。

- ② 小型カメラ（含む小型カメラケース、取付け部品）が満たすべき性能は次のとおりとする。

〈小型カメラ本体〉

サイズ	: 小型カメラケースに収納可能なもの
重量	: 60 グラム程度以内（小型カメラケースを含む。取付け部品、ケーブルを除く。）
フォーカス	: 100 cm ～ ∞
画像センサー	: 38 万画素以上（アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度 540TV 本程度以上のもの。）
フレームレート	: 30 フレーム/秒
ケーブル長	: 5 メートル以上
その他	: 逆光補正機能、ノイズリダクション機能あり

〈小型カメラケース〉

サイズ	: 幅 45 mm×高さ 65 mm×奥行 30 mm 以下
材質	: ABS 樹脂など必要な強度を有するケースとすること

ただし撮影用の開口部を有する面はスモークを付したアクリルパネルとし、小型カメラが外部から透視できないように配慮すること

- ③ 記録装置部に設けたジャックに接続し、ケーブルを通じて映像の送信を行なうこと。
また、記録装置部から給電をすること。
 - ④ 記録装置部に送信する映像は、VGA (640×480) フレームレート 30 f p s の水準
又はそれ以上の水準を維持すること。映像のアスペクト比は 4:3 又は 16:9 とすること。
 - ⑤ 耐久性に配慮し、被覆等によりケーブルに必要な補強を行うこと。
 - ⑥ 小型カメラケースには取付け部品に固定するための金具を取り付けること。金具の
形状は、ISO 準拠のいわゆる「細ネジ (小ネジ)」サイズとし、市販の三脚等の雲台に
取り付け可能なものとする。
 - ⑦ 取付け部品は、ボールヘッド型接合部などを有し、手動 (ドライバーなどを用い
ない) で上下左右にカメラのアングルを自在に調整可能であり、かつ、マグネットによ
る壁面への脱着及び三脚への脱着が自在に可能なものとする。
- 当該装置を使用する施設の壁面がマグネット脱着不能な素材である場合のために、
あらかじめ取調べ室の壁面に取り付けるべき金具 (以後、壁面金具という) を 5 個付
属させること。
- ⑧ モニター上での簡易な操作により、ズーム (オートフォーカス機能付) 設定が可
能であること。

(4) マイク

- ① 撮影装置部 1 式につき 1 台とし、5 メートルの延長ケーブルを付属させること。
- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

〈マイク 1〉

- 型式 : エレクトレット (バックエレクトレット) コンデンサー型
- 指向特性 : 全指向性
- 周波数特性 : 300Hz~5kHz を包含する周波数特性を有すること
- 感度 : $-35 \text{ dB} \pm 5.0$ (0 dB=1 V/Pa、1 kHz) (より高感度のマイクと
することを可とする。)
- 給電方法 : プラグインパワー方式
- 形状 : 先端部に集音部を有する直径 2 cm 程度の円筒形の形状の小型マイ
クとすること
- ケーブル長 : 6 メートル以上
- プラグ : 3.5 mm ステレオ (3 極) ミニ
- その他 : 機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること

〈マイク 2〉

- 型式 : エレクトレット (バックエレクトレット) コンデンサー型
- 指向特性 : 全指向性
- 周波数特性 : 300Hz~5kHz を包含する周波数特性を有すること
- 感度 : $-35 \text{ dB} \pm 3.5$ (0 dB=1 V/Pa、1 kHz) (より高感度のマイクと
することを可とする。)

することを可とする。)

給電方法 : プラグインパワー方式

形状 : 卓上設置用バウンダリー型小型マイクとすること。大きさは概ね直径 10 c m以内として、底面に滑り止め材を貼付する等して、ずれ防止、脱落防止の措置が講じられていること

ケーブル長 : 5メートル以上

プラグ : 3.5 mmステレオ (3 極) ミニ又は U S B

その他 : 機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること
カメラを経由しての接続は不可とする。

- ③ マイク 1・マイク 2 のいずれを用いる場合にあっても、記録装置部に設けたジャック部にケーブル 1 本で接続し、音声の送信及び給電を行うこと。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- (1) 記録装置部は、HDD/ディスクメディアレコーダー、タイムレコーダー、モニター、収納ケース、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。
- (2) 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声について、タイムレコーダーにより当該映像に時刻表示を付した上で、リアルタイムに 3 台の HDD/ディスクメディアレコーダーに送り、HDD 及びディスクメディア (DVD-R/BD-R) に同時に録音・録画を行う。
- (3) 記録装置部は、映像入力ジャック (必要があればカメラ用給電ジャック)、マイク入力ジャック、映像音声出力ジャック 1 (モニター用、記録装置部とモニターが一体型のものであれば除く。)、映像音声出力ジャック 2 (遠隔視聴用ケーブル用) を有する。
- (4) 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができ、加えてイヤホン接続時にはイヤホン端子 (ステレオピンジャック) のみから音声を出力することができるものでなければならない。
また、スピーカーからの音声の出力 ON/OFF 機能及び音量調節機能を有していなければならない。
- (5) 録画準備完了状態のまま、録画開始しない場合に、アラーム鳴動等の不実施を防止する機能を有する。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

- (1) HDD/ディスクメディアレコーダー

- ① 記録装置部 1 式につき 3 台とする。

なお、一体型の場合は、BD/DVD ドライブ部を 3 台、HDD 部を 2 台以上有するものとする。

- ② 各機器が満たすべき性能は次のとおりである。

録画可能ディスク : BD-R/RE、DVD-R/RW

映像記録圧縮方式 : AVC/H. 264、MPEG-2、MPEG-4

ディスクへの記録方式は、以下のいずれにも対応

DVD ディスク DVD-VIDEO、DVD-VR

BD ディスク BD-AV、BD-MV

音声記録圧縮方式 : ドルビーデジタル、リニア PCM 又は MPEG-1 Layer2

ハードディスク容量 : 1 台 500GB (内蔵)

録画時間 : 標準モード

DVD 画質で DVD-R (4.7GB) に 2 時間、BD-R (25GB) に 10 時間
以上の録音・録画が可能であること

長時間モード

DVD 画質で DVD-R (4.7GB) に 8 時間以上の録音・録画が可能で
あること

ハードディスク DVD-R、BD-R と同時に同時間の録音・録画が
可能であること。

ダビング性能 : DVD 及び BD の高速ダビング (※) が可能であること

(※) 以下のいずれにも対応すること。

映像圧縮方式 AVC/H. 264、MPEG-2、MPEG-4

音声圧縮方式 ドルビーデジタル、リニア PCM、MPEG-1 Layer2BD

ディスク記録方式 BD-AV、BD-MV、DVD-VIDEO、DVD-VR

- ③ HDD/ディスクメディアレコーダーに入力された映像音声を、リアルタイムかつダイレクトに内蔵ハードディスクと記録メディア 3 枚に同時記録できること。
 - ④ ディスクメディアレコーダー又は BD/DVD ドライブ及び HDD が同時に独立して記録し、そのうちの 1 台に故障等が生じて記録が中止された場合であっても、他の機器によるバックアップが行えること。
 - ⑤ 記録された全てのメディアは、一般に販売されている再生機等で再生が可能であること。
 - ⑥ 簡易な操作により内蔵 HDD に記録した映像音声を消去することができること。この場合には、HDD の記録暗号化等によりデータの読み出しができないこと。
 - ⑦ 必要に応じてファームウェア等の更新によるバージョンアップができること。
 - ⑧ 利用しない機能を停止させることができること。
- (2) タイムレコーダー (映像改竄防止装置)
- ① 記録装置部 1 式につきタイムレコーダー 1 台を設置する。
 - ② タイムレコーダーは、入力された映像の画面上に時刻表示 (年、月、日、時、分、秒) を付して (スーパーインポーズする。)、時刻表示を付した映像の出力ができること。
 - ③ 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いるこ

とにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする。

- ④ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字（縁の色は黒又はグレー）とすること。時刻表示の位置については、画面を縦4段・横5列の20マスに分割したときに上から3段目・左から2～4列目のいずれかのマスに当たる3つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに県警本部担当者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。（時刻表示については別紙1参照のこと。）
- ⑤ 本仕様書の基準及び性能を満たす映像改竄防止機能を有していれば、一体型構成を可とする。

(3) モニター

- ① 設置台数は記録装置部1式につきモニター1台とする。
- ② 画面サイズは7インチ以上12インチ以下とする。
- ③ 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができること。加えてイヤホンジャック(3.5mmステレオミニ)を備え、イヤホン接続時にはイヤホンジャックのみから音声を出力することができること。
- ④ モニターが記録装置部から独立している場合は、記録装置部本体とのケーブルは1m以内とすること。収納する際に画面を保護するためのクッション材等によるカバーを付属させること。折りたたみ可能なスタンド等が付属し自立すること。

記録装置部と一体とする場合は、開閉式にするか、クッション材等によるカバーを付属させ、画面を保護するための措置を講じること。

(4) 収納ケース

- ① 収納ケースは、記録装置部1式につき1台とする。
- ② 収納ケースのサイズは、55cm以下×55cm以下×30cm以下とすること。
- ③ 前面及び後面の蓋（カバー）は取りはずすことができ、機器の操作や必要なプラグの着脱を行うことができ、外部電源タップへの接続を行う構造とすること。
ただし、記録装置部自体が収納ケースを兼ねており、そのまま機器の接続や操作が可能である場合、取り外し可能な蓋の設備は要しない。
- ④ モニター、遠隔視聴用ケーブルを除く記録装置部の全ての機器をケース内に収納可能であり、マウント金具等を用いてケースとの固定設置を行うこと。（記録装置部自体が収納ケースを兼ねている場合を除く。）
- ⑤ 機器の放熱効率及び可搬性（運搬時の振動対策等）に配慮した機器の設置を行うこと。
- ⑥ 記録装置部には、映像入力ジャック、マイク入力ジャック、入力音量調整の機能を有するもの等（⑦の機能による入力音量の調整を行うもの）、遠隔視聴用ケーブル用映像音声出力ジャックを有する入出力接続部を設置し、接続が簡単に外れないような措置を施し、多数回のプラグの着脱への耐久性に配慮すること。
- ⑦ 収納ケース内部にマイクからの入力音量を調整する機能を有することとし、任意

に音量調整を行うことができること。

- ⑧ 収納ケース内部に電源分岐タップを設けるなどにより、記録装置部から1本のコードで装置全体（撮影装置部を含む）の給電を行う構成とすること。電源コードは耐久性に配慮した被覆を有したものとし、長さは5メートル以上（延長ケーブルの使用も可）とすること。
- ⑨ 収納ケースへの機器設置例は別紙2－1のとおりとする。

4 搬送用ケース

- (1) 搬送用ケースにあっては、ケーブルを含めた全ての機器が1つのケースに収納できる構造とすること。
- (2) 一人で搬送可能とするように、搬送用ケース上部にはハンドル部を設け、搬送ケース底部又は側面には二輪キャスター部を設ける等、搬送に適した構造となるように配慮し、二輪キャスターを設ける場合は、当該車輪の直径は、10cm以上とすること。
なお、搬送用ケースとハンドル部・キャスター部は一体式、脱着式であるとを問わないが、脱着式の場合は、搬送時に搬送用ケースが落下することのないようにハンドル部・キャスター部と確実に固定できること。（搬送用ケースが複数個となる場合も、それぞれのケースがハンドル部・キャスター部と固定できる構造とすること。）
- (3) キャスター部の耐荷重は25kg以上とすること。
- (4) 保管を一体として行えるように、可搬性及び紛失防止への配慮をすること。
- (5) 搬送用ケースへの機器設置例は別紙2－2のとおりとする。

なお、別紙2－2の例によらない場合は、担当者との協議により、搬送に適した構造とすること。

5 録音・録画装置（小型可搬型）に関するその他の事項

- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は請負業者の負担とする。
- (2) 外部に露出するコード、ケーブル類については、SFチューブにより複数のケーブルを束ねるなど設置・運用に配慮したものとすること。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、使用者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 機器の操作は、モニター画面によるタッチパネル、モニター画面によるマウス操作、タブレット画面による操作、記録装置部全面による操作であるとを問わないが、時刻合わせ、録画モード変更等を含めた全てを同一画面等による単一的な操作により行えるものとし、別のリモコン等による操作と併せて行う等の複雑な操作にならないこと。
- (5) 機器を収納ケースに収納した状態から、配線、機器設置、時刻合わせ等を含めて、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。
- (6) 小型カメラ及びマイクの各ケーブルは、記録装置部のジャック部に接続し、ケーブル抜けの防止措置を施していること。

- (7) 録音・録画を開始後、小型カメラ及びマイクのケーブルが記録装置部から抜けた場合には、記録装置部等から警告音が吹鳴する仕組みであること。
- (8) 録音・録画の開始及び終了、ダビング等を使用者が容易に実施することができるような構成に配慮すること。
- (9) 録音・録画装置（小型可搬型）1 式の総重量にあつては 20 k g 以下とする。

なお、本項目にいう録音・録画装置（小型可搬型）1 式は

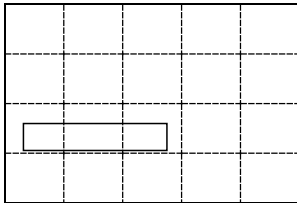
撮影装置部	1 式
記録装置部	1 式
各機器を接続するケーブル	1 式
収納ケース	1 台
搬送用ケース	1 台

その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器
を全て含んだものをいう。

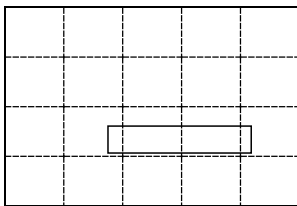
時刻表示のイメージ

表示位置について

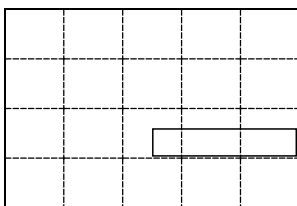
- ① 上から 3 段目・左から 2 列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から 3 段目・左から 3 列目のマスを中心とした表示を行う場合



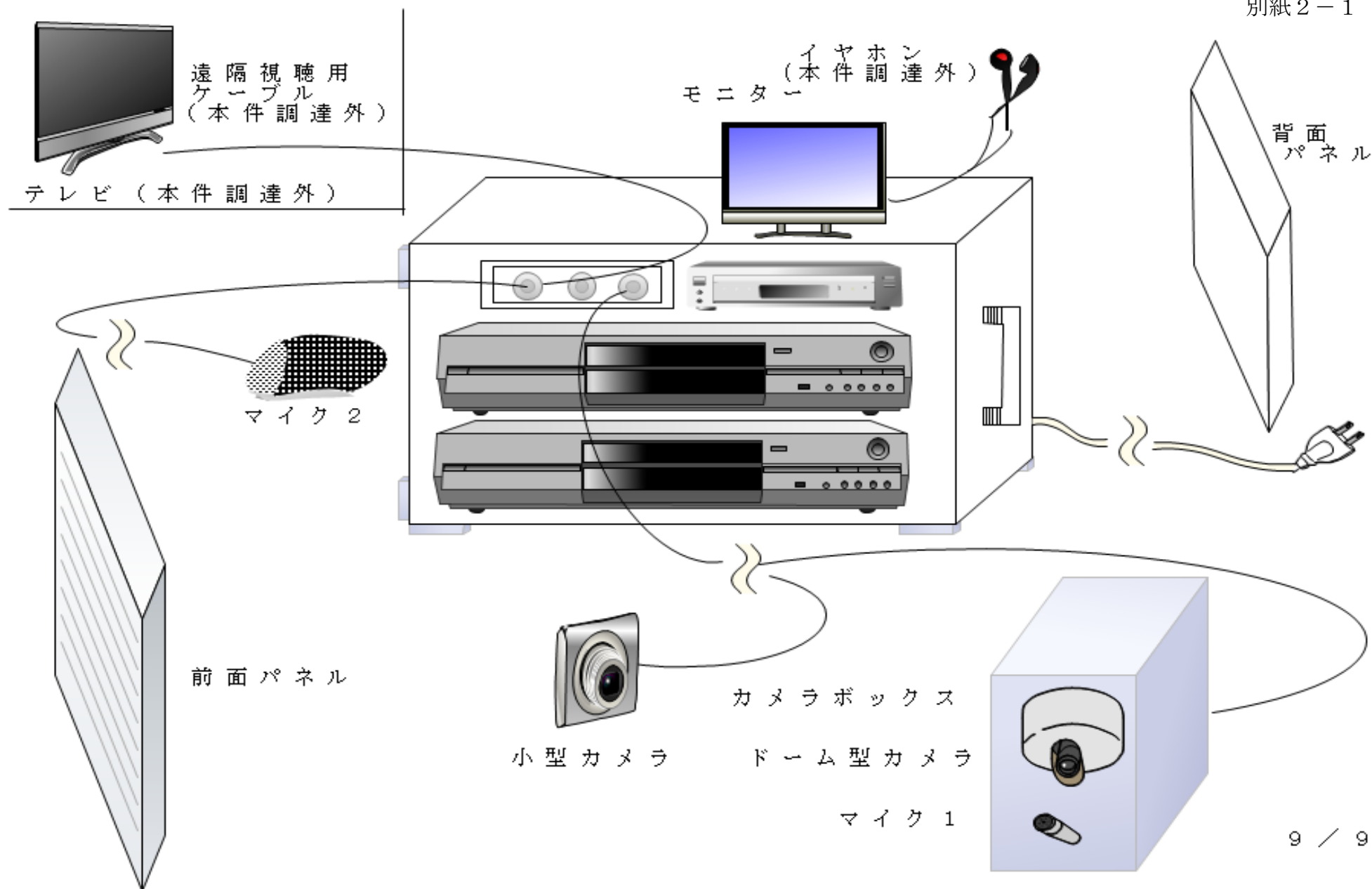
- ③ 上から 3 段目・左から 4 列目のマスを中心とした表示を行う場合

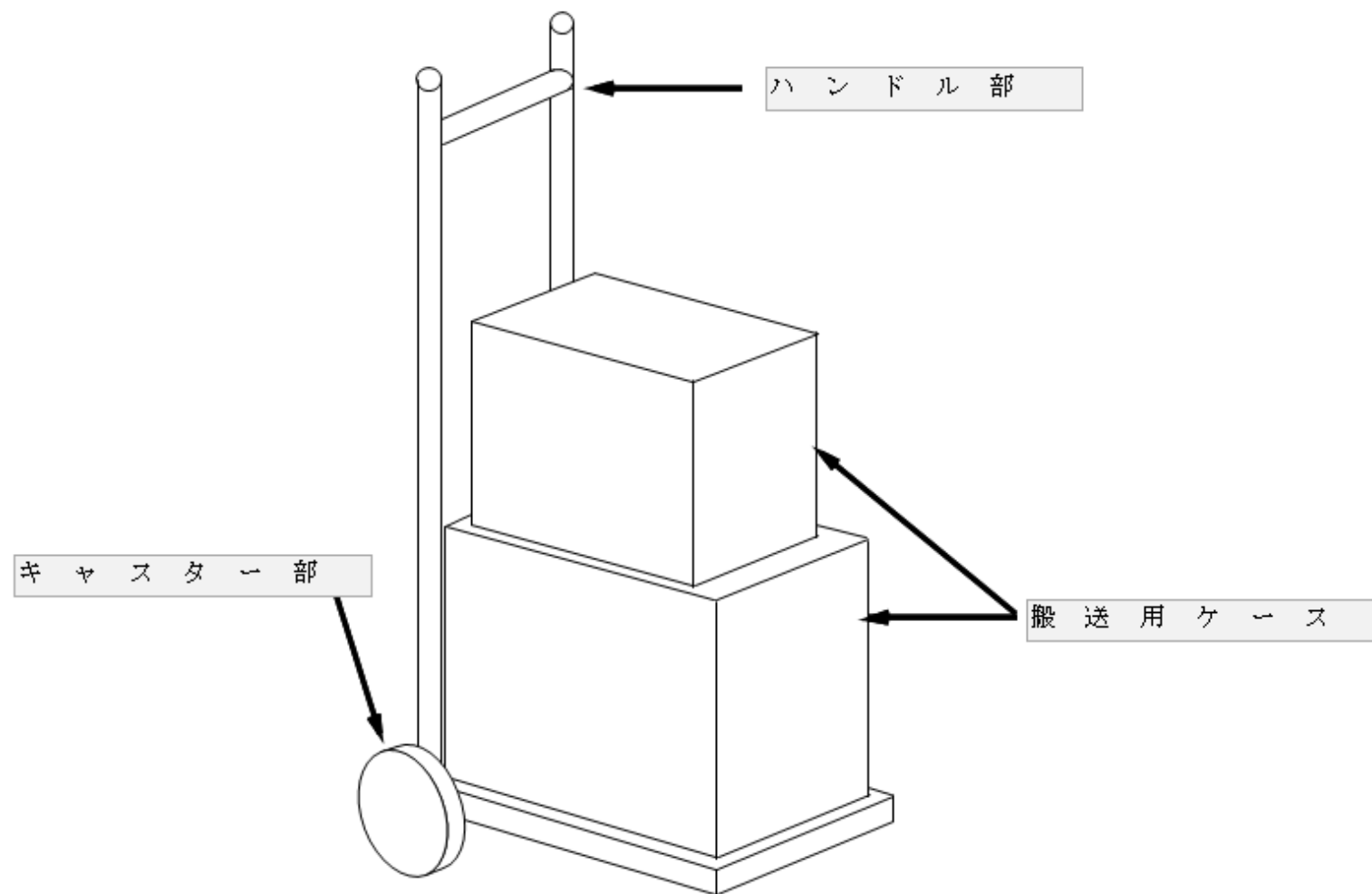


時刻表示のイメージ

(令和 7 年 1 月 20 日 午前 9 時 30 分 27 秒の時点の表示)

2025/1/20 9:30.27





仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	録音録画装置の納入
-----	-----------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県警察本部記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、期限内までに提出してください。

入 札 用（内 訳 書）

会社名

担当者名

電話

FAX

案件名	録音録画装置の納入
-----	-----------

品 目	規格等	数 量	単位	単 価	金 額
録音録画装置(設置型) (4－4型)	仕様書のとおり	1	式		
録音録画装置(設置型) (2－4型)	仕様書のとおり	6	式		
録音・録画装置 (小型可搬型)	仕様書のとおり	5	式		

合計金額	
------	--

別記様式

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地.....
商号又は名称.....
代表者職氏名.....
電話番号.....
E-mail.....

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 入札保証金の免除を受ける契約の件名
録音録画装置の納入

- 2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。
- 賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 単価契約の場合は、単価（税込）×納入実績数量を契約金額欄に記載し、契約期間（履行期間）中の納入実績数量がわかる書類（納品書、納入一覧表等）を契約書に併せて提出すること。
- 契約実績は、過去 2 年以内の案件（1 件）を記載すること。
- 記入した契約実績に係る契約書等の写しを提出すること。
- 契約金額は入札希望金額（税込）の 70%以上であること。
入札希望金額（税込）の 70%に未満であった場合は、入札書は無効となります。
- 本申請書の提出期限は、入札参加申込書の締切日とします。それ以降に提出した場合、財務規則第 84 条第 1 項第 3 号に規定する入札保証金の免除を受けることはできません。

契 約 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 録音録画装置の納入 |
| 2 規格(形式) | 仕様書のとおり |
| 3 数 量 | 仕様書のとおり |
| 4 契 約 金 額 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 納 入 期 限 | 令和 9 年 3 月 31 日 |
| 6 納 入 場 所 | 仕様書のとおり |
| 7 契約保証金 | ① 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付する。
② 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第 1 項第 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。 |

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、関係法令を遵守し、次の条項に従い互いに信義誠実の原理を守り、これを履行するものとする。

（総 則）

第 1 条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別な指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書 1 通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第 1 項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第 3 条 乙は、納入する物品の不良のため、前条第 1 項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第 4 条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第 5 条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第 6 条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第 1 項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつ

たときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前条の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、作業の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、作業における総合的な企画及び判断並びに作業遂行管理部分をいう。

3 乙は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う作業の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の作業を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、作業の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、作業の一部を再委託等する場合には、再委託等した作業に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(乙の請求による制約履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第12条の3 甲は、第12条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定によりこの契約が解除した場合において、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
(暴力団等の排除)

第13条 甲は、第15条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第10条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第14条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第15条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第16条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第17条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に業務を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取換えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を納入しなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定により公告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提訴した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第19条 乙は、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(契約の変更、中止)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第21条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(協 議)

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(調査への協力)

第23条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(秘密の保持)

第24条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第25条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年9月10日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部
本 部 長 小 西 康 弘

印

乙

印

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

録音録画装置の納入

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 8 年 9 月 10 日

兵庫県警察本部長 様

所在地

会社名

代表者職氏名

電話番号

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと
- 4 上記 1、2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 8 年 9 月 10 日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地

会 社 名

代表者名

電話番号

電子メール